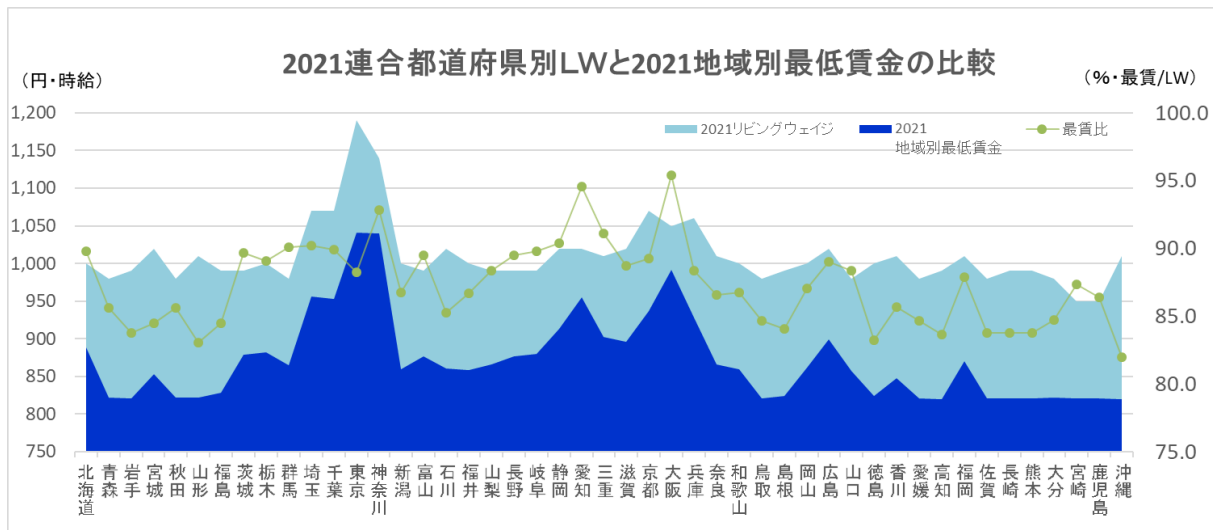


# 2021 連合リビングウェイジ

## 報告書

### 【結果のポイント】

- 単身成人世帯のリビングウェイジ（さいたま市）は時間額 1,110 円・月額 183,100 円となり、前回 2017 リビングウェイジ比でそれぞれ 58 円・10,612 円増となった。
- 2021 年 12 月現在、地域別最低賃金額は全都道府県で都道府県別 LW を下回っている。



2021 年 12 月  
日本労働組合総連合会

## 目次

I. 実施概要	
1. 「連合リビングウェイジ」とは	3
2. 基本的な枠組み	3
3. 2021 連合LW見直し作業の経過	4
II. 2021 連合リビングウェイジ（さいたま市）総括表	5
III. 項目別の算出の考え方	
1. 食料費	6
2. 住居費	6
3. 光熱・水道費	7
4. 家具・家事用品	8
5. 被服・履き物費	8
6. 保健・医療費	9
7. 交通・通信費	9
8. 教育費	10
9. 教養・娯楽費	10
10. その他	11
11. 税・社会保険料	11
12. 自動車関係費（オプション）	12
IV. 2021 都道府県別リビングウェイジ	13
V. 阿部アドバイザーによる講評	15
VI. 2021 連合リビングウェイジ見直しプロジェクト・チーム	16

## I. 実施概要

### I-1. 「連合リビングウェイジ」とは

連合リビングウェイジ（以下、LW）は、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を連合が独自に試算しているものである。春季生活闘争において構成組織・地方連合会が最低到達水準を決定する際の参考指標として、地域別最低賃金審議会における金額審議の際の労働者側の主張の根拠として、あるいは企業内最低賃金を年齢別に定める際の参考資料として、広く活用されている。

最初に設定したのは2003年8月で、同年4月に埼玉県さいたま市において実施した調査にもとづき、「賃金ミニマム指標プロジェクト報告」として公表した。以降5年ごとにさいたま市で調査を実施し、(2008年6月および2013年6月)、改定データを公表してきた。なお、2006年には宮崎県延岡市での調査にもとづく地方都市労働者のLWも公表した。

税・社会保険料の引き上げなど、2017年以降の様々な情勢の変化、物価変動や生活スタイルの変化などにも注意しつつ、「2021連合LW」を取りまとめた。

### I-2. 基本的な枠組み

#### (1) 試算にあたっての考え方

「連合LW」が想定する水準を「健康で文化的な生活<sup>1</sup>ができ、労働力を再生産<sup>2</sup>し社会的体裁<sup>3</sup>を保持するために最低限必要な水準」と再定義・明文化し、これを踏まえて試算を行った。

労働者として健康に働き続けるための基本となる「衣・食・住」と「保健・医療」に関わる費用、暮らしていく上で必要な一定の社会的・経済的つながりに必要となる「交通・通信費」「交際費」、健康で文化的な最低限度の生活のために必要な「教育費」「教養・娯楽費」を、費目ごとにマーケット・バスケット方式<sup>4</sup>により設定した。

各費目については、大多数の労働者が利用・購入できるもので構成した。大多数とは概ね7割程度の家庭が保有しているかどうかを判断基準の一つとした。また、生活保護や特別な支援措置は受けないものとした。

以上を踏まえ、以下の7パターンの世帯構成につきLW額を総括表として整理した：

#### 基本的な世帯構成と生活設定（総括表に掲載の試算）

単身世帯：単身成人	(賃貸1K)
2人世帯：成人+保育児	(賃貸1DK)
2人世帯：成人男女	(賃貸1DK)
3人世帯：成人+中学生+小学生	(賃貸2DK)
3人世帯：成人男女+小学生	(賃貸2DK)
4人世帯：成人男女+小学生2名	(賃貸3DK)
4人世帯：成人男女+高校生+中学生	(賃貸3DK)

<sup>1</sup> 日本国憲法第25条「健康で文化的な最低限度の生活」より。同第26条、27条、30条における国民の3つの義務（教育・勤労・納税）に鑑み、原則として納税義務を果たせることを想定。

<sup>2</sup> 生活の糧であるとともに、子の養育を含めた主たる家計としての役割も想定。

<sup>3</sup> 他者との交流や人間関係の構築・維持、常識的な頻度の冠婚葬祭や帰省などを想定。

<sup>4</sup> マーケット・バスケット方式：イギリスのS. ラウントリーがヨーク市貧困調査に用いた理論生計費方式。マーケットに出かけて行って、バスケット（買い物かご）に必要な品物を入れていく方法に似ていることから。誰もが「最低限度の生活」を送るのに絶対必要な品物・サービスなど、必需品の個数、枚数など一つ一つ積み上げて計算。

上記7世帯について、従来の連合LWにあった性別ごとの設定は廃した。男女それぞれについて必要生計費を試算し、試算額の高い方で代表させた。

また、従来版の設定にあった「夫婦」は「夫が1人で働き、妻は専業主婦」を前提としていたが、近年の情勢に鑑み、専業主婦/夫は想定せず、成人はいずれも勤労者と設定した。

## (2) 価格調査などの地域、時期および時点と方法など

地域は、埼玉県さいたま市をモデル地域に設定した。さいたま市は、首都である東京から最も近い県庁所在都市であり、JR各線や私鉄線が結節する鉄道交通の要衝で、都心との交通も利便性が高い。バス路線を含めた公共交通機関を利用すれば通勤・通学などに不便がなく、通勤時間などが心身への過度な負担とならない。各駅を中心に住宅地が広がり、家賃相場は東京都内に比べ低い。また、食料品・日用消耗品などは近くのスーパーや最寄り駅の周辺で購入する事が可能であり、日常生活における利便性も高い。結果として一定の生活時間を確保しやすいと想定した。

また、2003、2008、2013 および 2017 年調査時との継続性が確保され、定点的な比較が可能となることの利便性も考慮した。

価格調査は 2021 年 6 月～7 月に以下の構成組織の協力を得つつ、オンラインショップ等の価格も参考にした。

家具・家事用品、被服・履き物等、保健・医療など全般	：UAゼンセン
光熱水道費	：電力総連、全国ガス、全水道
通信費	：情報労連、JP労組
自動車関係費	：自動車総連

## I-3. 2021 連合LW見直し作業の経過

第11回中央執行委員会(2020.8.28)での確認に基づき「2021 連合LW見直しPT」を設置(⇒P16)し、計10回にわたりPT会合を開催し議論を重ねた(⇒P17)。

本PTには一橋大学経済研究所の阿部修人教授にアドバイザーとして参画いただき、毎回の会合へのご参加とともに、事務局の試算作業に対し技術的な助言を多数頂戴した。

また、検討過程において、アドバイザーからの指摘を踏まえ、連合ウェブサイト上でアンケートを実施し、複数の項目にわたって広く一般からの意見を募った上で、一部項目の金額設定を見直した。

### ■ウェブアンケートの概要

実施時期	：2021年5月17日～30日
実施方法	：連合ウェブサイト上にアンケート回答フォームを設置
回答件数	：124件
設問項目	：食費、レジャー費、社会的交際費、小遣い等の金額設定、一部耐久消費財の買い替え年数

## II. 連合リビングウェイジ (さいたま市) 総括表

世帯構成	単身成人	2人(成人・ 保育児)	2人 (成人男女)	3人(成人・ 中学生・小 学生)	3人(成人男 女・小学生)	4人(成人男 女・小学生2 人)	4人(成人男 女・高校生・ 中学生)
	1K	1DK	1DK	2DK	2DK	3DK	3DK
住居間取り	1K	1DK	1DK	2DK	2DK	3DK	3DK
1. 食料費	34,831	44,522	66,012	73,402	81,761	88,022	109,185
内食費	16,415	21,340	32,830	45,962	44,321	47,439	58,602
昼食代	10,000	10,000	20,000	10,000	20,000	20,000	30,000
外食費	3,346	5,577	5,577	7,808	7,808	8,923	8,923
嗜好食費	5,070	7,605	7,605	9,632	9,632	11,660	11,660
2. 住居費	49,292	51,375	51,375	54,500	54,500	74,500	74,500
家賃・管理費・更新料	48,958	51,042	51,042	54,167	54,167	74,167	74,167
住宅保険料	333	333	333	333	333	333	333
3. 光熱・水道費	7,861	15,439	15,439	18,228	18,228	21,776	21,776
電気代	3,197	6,379	6,379	7,175	7,175	8,258	8,258
ガス代	2,802	4,697	4,697	5,304	5,304	5,789	5,789
上下水道費	1,861	4,363	4,363	5,749	5,749	7,729	7,729
4. 家具・家事用品	2,983	5,986	6,317	7,182	7,453	8,525	8,525
耐久消費財	947	2,889	3,004	2,889	3,004	3,345	3,345
室内装備品・照明器具・寝具類	692	1,203	1,368	1,702	1,867	2,340	2,340
台所・調理用品・食器	437	746	744	835	827	897	897
玄関・洗濯・裁縫・掃除・風呂用品	315	410	463	614	614	709	709
消耗品	593	739	739	1,142	1,142	1,234	1,234
5. 被服・履物費	9,221	11,808	17,893	16,468	20,520	23,146	27,133
被服費	4,421	6,154	8,191	8,325	9,923	11,656	12,533
衣料小物	1,461	1,869	3,176	2,634	3,623	4,070	4,627
履き物	2,117	2,504	4,342	3,607	4,729	5,116	6,548
クリーニング代	1,221	1,282	2,184	1,902	2,245	2,305	3,426
6. 保健・医療費	12,866	14,975	21,599	27,803	27,972	34,286	38,361
医薬品	738	1,079	1,079	1,341	1,341	1,570	1,570
医療器具	1,832	2,042	2,764	3,841	3,476	4,188	5,157
理美容用品	4,849	5,208	6,862	8,480	7,914	8,939	12,046
医療費	3,147	3,147	6,294	9,441	9,441	12,588	12,588
医療保険料	2,300	3,500	4,600	4,700	5,800	7,000	7,000
7. 交通・通信費	8,928	9,128	14,226	16,930	16,930	19,082	25,374
交通費	2,800	2,800	5,600	7,000	7,000	8,400	11,200
郵便費	200	400	400	600	600	800	800
通信費	5,928	5,928	8,226	9,330	9,330	9,882	13,374
8. 教育費	0	6,129	0	24,061	8,903	17,805	36,418
高等学校	0	0	0	0	0	0	21,259
中学校	0	0	0	15,159	0	0	15,159
小学校	0	0	0	8,903	8,903	17,805	0
保育施設	0	6,129	0	0	0	0	0
9. 教養娯楽費	8,554	15,174	18,571	21,557	21,926	25,281	29,561
教養娯楽耐久財	1,806	2,600	2,346	3,152	3,014	3,682	3,702
家庭教養文房具	198	198	198	198	198	198	198
情報料	1,225	5,379	5,379	5,379	5,379	5,379	5,379
帰省費	2,535	2,535	5,070	5,577	6,084	7,098	9,126
レジャー費	2,789	4,462	5,578	7,251	7,251	8,924	11,156
10. その他	13,790	13,790	20,482	16,832	21,496	22,510	25,856
社会的交際費	7,098	7,098	7,098	7,098	7,098	7,098	7,098
小遣い(成人)	6,692	6,692	13,384	6,692	13,384	13,384	13,384
小遣い(成人以外)	0	0	0	3,042	1,014	2,028	5,374
月間消費支出計	148,325	188,326	231,914	276,963	279,688	334,934	396,689
(自動車保有の場合)	187,802	227,803	271,391	316,439	319,165	374,411	436,165
児童手当受給額	0	10,000	0	20,000	10,000	20,000	10,000
月間必要生計費	148,325	178,326	231,914	256,963	269,688	314,934	386,689
(自動車保有の場合)	187,802	217,803	271,391	296,439	309,165	354,411	426,165
年間必要生計費	1,779,898	2,139,911	2,782,966	3,083,551	3,236,258	3,779,205	4,640,265
(自動車保有の場合)	2,253,619	2,613,632	3,256,687	3,557,272	3,709,978	4,252,926	5,113,986

### 2021連合リビングウェイジ (＝必要生計費+税・社会保険料)

LW年額	2,197,201	2,610,791	3,512,623	3,832,336	4,093,293	4,883,880	5,981,509
(自動車保有の場合)	2,824,508	3,206,034	4,116,492	4,437,709	4,710,401	5,552,190	6,651,223
LW月額	183,100	217,566	292,719	319,361	341,108	406,990	498,459
(自動車保有の場合)	235,376	267,170	343,041	369,809	392,533	462,683	554,269
LW時間額(月165h)	1,110	1,319	1,774	1,936	2,067	2,467	3,021
(自動車保有の場合)	1,427	1,619	2,079	2,241	2,379	2,804	3,359

※LW時間額=LW月額/165時間(2020「賃金構造基本統計調査」所定内実労働時間数全国平均)

※成人はいずれも勤労者を想定

※2人(成人男女)世帯はいずれも勤労者を想定。ただしLW時間額は世帯として必要な時間額であることに留意

※成人・高校生・中学生について男女の別の記載がない構成員区分については、女性の数値を用いた

### Ⅲ. 項目別の算出の考え方

#### Ⅲ-1. 食料費

内食費、昼食代、外食費、嗜好食費に分けて計算した。

- (1) 外食費は、社会とのつながりやささやかな楽しみのため、主に飲食店で食事をする場面を想定し設定した。金額は、2017LW以降の消費者物価指数<sup>5</sup>の変動を考慮するとともに、アンケートの結果を反映し金額を設定した。なお、勤務日や学校での昼食（社食、学食、給食、コンビニ等での購入）は含まず、昼食代として別途計上した。
- (2) 嗜好食費は、飲酒・菓子・飲料代などの購入に要する費用として設定した。「最低限必要な水準」といっても、英気を養うためにはささやかな楽しみが必要とした。2017LW設定時からの消費者物価指数の変動を考慮するとともに、アンケートの結果を反映し金額を設定した。
- (3) 内食費は、上記以外の、主に家庭内での食事に要する費用を想定した。
  - ①原則として世帯構成にかかわらず自炊することを想定した。ただし、スーパーやコンビニ等でお弁当等の調理食品を購入し、自宅や勤務先に持ち帰り食事した場合（中食費）も内食費として扱った。
  - ②1日の内食費を670円と設定した。設定にあたっては、2017LW設定時からの消費者物価指数の変動を考慮した。
  - ③1日の内食費670円は朝、昼、夕に3:3:4で分配した。この分配比率は、従来のLWを踏襲した。
  - ④消費単位は、「日本人の食事摂取基準<sup>6</sup>」をもとに、成人=1.0とし、高校生=1.1、中学生=1.1、小学生=0.7、保育児=0.3とした。
  - ⑤4人世帯の内食費については集積効果を考慮することとし、「全国家計構造調査<sup>7</sup>」をもとに、現数値に0.85を乗じた金額を計上した。
  - ⑥ひと月の日数は365日÷12ヵ月÷30.5日として計算した。なお、通勤日・通学日の日数は20日として計算した。
- (4) 昼食代は、主に通勤日・通学日の昼食に要する費用として、内食費の一部を抽出（代替）するものとして設定した。成人・高校生につき、1日500円×20日分を計上し、その分の内食費に相当する金額（670円×0.3×20日）は内食費から減額した。中学生・小学生は同様の金額を内食費から減額した上で、学校給食を想定し【8. 教育費】給食代として計上した。

#### Ⅲ-2. 住居費

- (1) 「住生活基本計画<sup>8</sup>（全国計画）」の「最低居住面積水準」を満たすことを念頭に、2021年7月の調査時点でさいたま市内に実在する物件から選定した。
- (2) 契約更新料は「住宅市場動向調査<sup>9</sup>」を参考に、家賃の1ヵ月分を2年（24ヵ月）で割り戻した額を計上した。

<sup>5</sup> 「消費者物価指数」（総務省、2020）

<sup>6</sup> 「日本人の食事摂取基準」（厚生労働省、2020）

<sup>7</sup> 「全国家計構造調査」（総務省、2019）1世帯当たり1か月間の収入と支出（中分類）1-2表：勤労者世帯人員数別

<sup>8</sup> 「住生活基本計画（全国計画）」（国土交通省、2021）

<sup>9</sup> 「住宅市場動向調査」（国土交通省、2021）

- (3) 賃貸物件の契約に際し住宅保険（火災保険）の加入を要件としているケースがあることから、住宅を借りるための必要経費として、全世帯で最低限の補償内容<sup>10</sup>の住宅保険に加入することとした。掛け金は全世帯同額で333円/月（年額4,000円を月額換算）とした。
- (4) 住居にはエアコン1台が設置されていることを条件とし、間取りに応じてエアコンを追加で設置した。
- (5) 都市ガスの使用を想定した。

■「住生活基本計画（全国計画）」（国土交通省，2021）より抜粋

最低居住面積水準

最低居住面積水準は、世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準である。

その面積（住戸専用面積・壁芯）は、別紙1の住宅性能水準の基本的機能を充たすことを前提に、以下のとおりとする。

- (1) 単身者 25 m<sup>2</sup>  
 (2) 2人以上の世帯 10 m<sup>2</sup>×世帯人数+10 m<sup>2</sup>

世帯人数	住居専用面積	居住室面積（畳数換算）
1人	25 m <sup>2</sup>	15.0 m <sup>2</sup> (9.0 畳)
2人	29 m <sup>2</sup>	17.5 m <sup>2</sup> (10.5 畳)
3人	39 m <sup>2</sup>	25.0 m <sup>2</sup> (15.0 畳)
4人	50 m <sup>2</sup>	32.5 m <sup>2</sup> (19.5 畳)

Ⅲ－3. 光熱・水道費

- (1) 電気代は電力総連、ガス代は全国ガス、水道代は全水道の協力のもと、日常的な生活で必要と考えられる使用量を推計し、それぞれの料金設定で費用を計算した。
- (2) 基本料金、従量料金は2021年6月時点のさいたま市における料金で計算した。各使用量は1年間の平均とした。

■電気（東京電力）

使用量	1人：120 kWh/月      2人：210 kWh/月 3人：240 kWh/月      4人：270 kWh/月
契約アンペア数	1～3人：30 アンペア、      4人：40 アンペア
基本料金	30 アンペア：858.00円      40 アンペア：1,144.00円
従量料金 <sup>11</sup>	～120kWh                      : 19.88 円/kWh 120kWh～300kWh            : 26.48 円/kWh 燃料費調整                    : -3.29 円/kWh (2021年6月) 再生可能エネルギー発電促進賦課金： : 3.36 円/kWh

<sup>10</sup> 補償内容は、家財保険(家具・家電・衣類等)に対する補償100万円、借家人賠償責任特約(家主に対する補償)2,000万円、個人賠償責任特約(同建物に住む者に対する補償)1億円

<sup>11</sup> 太陽光発電促進付加は2014年9月で終了





- (2) 成人男女用の被服・履物は 30～40 歳代の層において、子ども用の被服・履物は各想定年齢において、「低価格でよく売れているもの」を中心とした。
- (3) 各品目の価格は、UAゼンセン加盟組織の「イオン北浦和店」「ヤマダ電機大宮宮前本店」「島忠大宮本店」提供の実売データ（2021年6～7月）およびインターネット通信販売等の情報をもとにした。
- (4) 耐用年数は、総じて長めに設定した。ただし子ども（成人以外）用については、成長が早さを勘案し、耐用年数を短めとした。
- (5) 身体の健康づくりのためには一定の運動が必要であるとし、成人は水泳用具とトレーニングウェア、中学生・高校生は、これにスポーツシューズを加えたものを計上した。なお、用具以外の費用（施設使用料など）は本項には含まず、【9. 教養・娯楽費】のレジャー関係費に含むものとした。
- (6) クリーニングは、自宅での洗濯が難しいものについて年 1～4 回利用することを想定した。
- (7) 2017LWで「9. 教養・娯楽費」に計上していた「トレーニングウェア」等の健康増進関連の品目は、本項に移動した。

### Ⅲ－6. 保健・医療費等

- (1) 「健康な生活」をおくるために最低限必要と思われる保健医療に関する自己負担分を計上した。なお、長期入院を必要とする病気や怪我をしないものと想定した。ただし、備えのために民間の医療保険に加入することを想定した。
- (2) 医薬品、保健医療用品・器具は、一般家庭における常備薬・器具と思われる品目の購入に要する品目を選定した。
- (3) 「社会的な体裁」を保つために最低限必要と思われる理容、美容、衛生の品目とサービスを関連費用として計上した。
- (4) 成人および高校生はメガネを 1 本所有する。特殊な機能は付けず、均一プライスのメガネ専門店の基準価格で購入する。
- (5) 各品目の価格は、UAゼンセン加盟組織の「イオン北浦和店」「ヤマダ電機大宮宮前本店」「島忠大宮本店」提供の実売データ（2021年6～7月）およびインターネット通信販売等の情報をもとに設定した。
- (6) 医療費は「協会けんぽ事業年報<sup>13</sup>」から推計し、1人あたり 3,147 円/月を計上した。
- (7) 子どもの医療費は、市区町村によって無料化の制度が異なるため、基本的には従来同様に制度は考慮しないこととした。ただし保育児は無料とした。
- (8) 2017LWで「10. その他」に計上していた「理美容サービス」「理美容用品」は本項に移動した。
- (9) 2017LWで「11. 保険料」に計上していた民間の医療保険加入の費用は本項に移動した。

### Ⅲ－7. 交通・通信費

- (1) 日常の交通費は、徒歩、自転車、バス・電車などの公共交通機関を利用するものとした。
- (2) バス、鉄道運賃は、主に休日に中心商業地区やレジャー施設を利用する場合を想定し、大人 1 人あたり往復交通費 700 円×4 回分、子ども（小学生）1 人あたり

<sup>13</sup> 全国健康保険協会事業年報(2018)

350円×4回分で計上した(利用例:大人料金/片道:池袋まで635円、大宮まで247円、東武動物公園195円)。

- (3) 通勤交通費は、会社負担を想定し、収入にも支出にも含めないものとした。
- (4) 自転車関係費として、1人1台自転車を所有し、年に1回パンクし修理することを想定して計上した。
- (5) 郵便費はJ P労組の協力のもと、年間1人あたり葉書30通、封書4通を投函するものとし、1人あたり200円/月とした。
- (6) 通信費に関連し、設定は以下の通り。
  - ①テレビ、光ディスクプレーヤー、パソコンは世帯につき1台所有
  - ②スマートフォンは成人、高校生、中学生各1名につき1台所有する。なお、小学生は携帯電話(ガラケー)を所有する。
  - ③固定電話機は、学校の連絡網等非常時の連絡手段として、小学生以上の子のいる全世帯で所有することとした。
  - ④自宅用インターネット回線とスマートフォン、光電話等のセット割引を活用し費用は最低限に抑えた。

### Ⅲ-8. 教育費

- (1) 公立の小・中・高等学校に通学することを想定し、ほぼ義務的に支出する必要がある品目の購入に要する額を計上した。
- (2) 学習塾や習い事、学童等は利用しないものとした。
- (3) 学校教育に関わる費用については「子供の学習費調査<sup>14</sup>」にもとづき計上した。
- (4) 公立高等学校の授業料は無償と想定した。
- (5) 保育児について、2020年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されていることを踏まえ、保育園利用費は計上しなかった(その他の諸経費は計上)
- (6) 保育児について、利用費以外の各種費用は「子供の学習費調査」における公立幼稚園における学習費の内訳にもとづき計上。

### Ⅲ-9. 教養・娯楽費

- (1) 労働力の再生産にとって最低限必要な「積極的休養」や国民・労働者として適切な一般常識を備えておくことにかかる品目や費用を計上した。
- (2) 実態生計費を参考に教養・娯楽費を設定した。各品目は、1つの典型的なイメージとして、できるだけ幅広い層で選択することが可能で費用を低く抑えられるものを設定した。
- (3) テレビ、光ディスクプレーヤー、パソコンを世帯につき1台ずつ所有する。
- (4) 新聞・聴視料として、2人以上世帯では「新聞・NHK受信料」を設定し全国紙朝夕刊、NHK受信料を計上した。ただし単身者は今日の生活スタイル(インターネットなどによる情報収集など)を鑑み、新聞は購読しないこととする。
- (5) 帰省費として、帰省・墓参りを想定し世帯構成別に金額を設定した。
- (6) レジャー関係費として、レジャー費は、映画・プール等入場料、CDやビデオソフト、月額登録系サービス、写真代、文庫本・雑誌、ゲーム機、家庭用おもちゃ等について具体的品目を設定せずに世帯構成別に金額を設定した。2017LW設定時からの消費者物価指数の変動を考慮するとともに、アンケートの結果を反映し金額を設定した。

<sup>14</sup> 「子供の学習費調査」(文部科学省, 2018)

(7) 「消費動向調査<sup>15</sup>」2019～2021の3年間の数値を参考に耐久消費財の耐用年数を設定した。

(8) 2017LWで「7.交通・通信料」に計上していた自転車関係の費用は本項に移動した。

### Ⅲ-10. その他（社会的交際費、小遣い）

(1) 社会的交際費は、見舞金、香典、祝儀、餞別金や町内会費、寺・神社への寄付など、一般社会の慣行による自発的現金支出を想定した。臨時・突発的なものもあり具体的な金額設定は難しいため、平均的な実態値を踏まえて世帯構成にかかわらず計上した。

(2) 小遣いについては、1～9の各項目における最低限必要な品目に含まれない、裁量的に支出できる最低限必要な金額として計上した。2017LW設定時からの消費者物価指数の変動を考慮するとともに、アンケートの結果を反映し金額を設定した。

(3) 2017LWで本項に計上されていた諸品目（例：理美容関係、バスタオル、身の回り品）は、【4.家具・家事用品】【6.保健・医療費】へ移動した。

### Ⅲ-11. 税・社会保険料

各項目、品目の価格を計算した後、消費支出合計にもとづき税・社会保険料込みの年間必要生計費を計算した。

(1) 2021年9月時点における税率、保険料率で計算した。

(2) 小学生・中学生の子どもがいる世帯は、児童手当を受給するものとした。

(3) 4人世帯（夫婦+子2人中・高）は、介護保険の被保険者と想定し、その他世帯は該当しないものとした。

---

<sup>15</sup> 「消費動向調査(主要耐久消費財の買替え状況)」(内閣府, 2019～2021)

### Ⅲ-12. 自動車関係費

(1) 連合LWにおける日常の交通手段は、徒歩・自転車・公共交通機関の利用を基本とするが、参考用として自動車総連の協力のもと、自家用車保有にかかる費用を以下の通り試算した。

点検・整備	購入時	1年		2年		3年		4年		48ヵ月 合計
		6ヵ月	12ヵ月	6ヵ月	車検	6ヵ月	12ヵ月	6ヵ月		
定期点検			11,220		20,020		11,220			
検査手続代行料					9,900					
エンジンオイル交換			3,426		35,249		3,426			
オイルエレメント交換										
ホイールバランス調整										
ワイパーブレード交換			3,500				3,500			
バッテリー液補充			100							
ブレーキフルード交換										
エンジン廻り&シャシー洗浄										
冷却水交換										
Vベルト交換					4,169					
バッテリー交換							7,175			
ブレーキパッド交換					10,560					
エンジン廻り洗浄										
タイヤ交換				49,333						
リサイクル料	11,000									
《整備費用》小計	11,000		18,246	49,333	79,898		25,321			
消費税(10%)	1,100		1,825	4,933	7,990		2,532			
合計	12,100	0	20,071	54,266	87,888	0	27,853	0	202,178	

(整備費用は工賃・部品代の合計)

車両本体(新車価格:144万円)	750,000									
自動車税	34,500		34,500		34,500		34,500			
重量税	37,800				24,600					
自賠責	27,840				20,010					
登録等諸費用	20,000									
消費税	77,000									
《車両代+税》計	947,140	0	34,500	0	79,110	0	34,500	0		1,095,250
《車両代+税+整備費用》計										1,297,428
								1ヶ月あたり		27,030
《任意保険料》※1										5,127
《車庫代》※2										4,900
《燃料費》※3										2,420
【合計・1ヶ月あたり】										39,477

※【保有条件】 丸5年使用の1500ccクラス乗用車を車検を付けて購入、48ヵ月使用し車検前に代替

※1 任意保険料:30歳未満不担保、10年無事故

※2 さいたま市見沼区のUR駐車場代(4,600円~5,200円)を参考に設定。

※3 燃料費:月200km走行(100kmX12ヶ月+400kmX3連休月)

1ヶ月145円(消費税込)

燃費:12km/ℓ

#### IV. 2021 都道府県別リビングウェイジ

さいたま市のLWを住居費以外と住居費とに分け、地域差を推計し都道府県別に換算し、両者を合計した。なお、以下の換算方法は2017LWと同じ。

■住居費以外：2019年小売物価統計調査（構造編）の「家賃を除く総合」指数をベースに試算した。具体的な計算は以下のとおり。

- ① さいたま市の「家賃を除く総合」指数=100として、都道府県別指数を算出
- ② ①で算出した指数×さいたま市の住居費以外の支出で算出。

■住居費：2018年住宅・土地統計調査の「1ヵ月当たり家賃・間代(19区分)別借家数」の「1ヵ月当たり家賃・間代(円)」と「1ヵ月当たり共益費・管理費(円)」をベースに試算した。具体的な計算は以下のとおり。

- ① さいたま市および都道府県別の家賃・管理費を算出  
「1ヵ月当たり家賃(円)」(家賃0円を含まない)  
+ 「1ヵ月当たり共益費・管理費(円)」(0円を含まない)
- ② ①で算出したさいたま市の額=100として、都道府県別指数を算出。
- ③ ①で算出した指数×さいたま市の住居費で算出。

■時間額の算出

- ① 上記の値を合計し、「LW月額」を算出
- ② 「LW月額」を「賃金構造基本統計調査<sup>16</sup>」所定内実労働時間数全国平均(165時間)で除し、10円未満は四捨五入し「LW時間額」を算出

---

■上記の試算に至った背景

PTでの検討過程では阿部アドバイザーからの指摘を受け、「住居費以外」の換算あたって新たな方法を模索した。具体的には、小売物価統計調査（動向編）における品目ごとの実勢価格の地域差を連合LWの品目ごとに勘案し、より実態に近い換算ができるかどうか検証した。

実際に試算したところ、東京都が他の多くの都道府県と比較し低い指数となるなど、従来の方法での換算と大きな乖離が生じた。この換算方法の妥当性自体は否定しきれないものの、1) 連合LWの品目数が、同調査と比べ限定的であることなどの技術的な制約があること、2) 結果を一読した際の納得感が得られにくいこと等の理由から、今回は新たな方法は採用せず、従来と同様の上記方法での換算を採用することとした。

---

<sup>16</sup> 「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省,2020)

## 2021 都道府県別リビングウェイジと 2021 地域別最低賃金との比較

		2021LW			2021LW(自動車保有の場合)			㊦2021 地域別 最低賃金	地域物価指数	
		①時間額*1	②月額*2	最賃比	③時間額*1	④月額*2	最賃比		住居費以外 *3	住居費 *4
		②/165h(円)	(円)	⑤/①	④/165h(円)	(円)	⑤/③		さいたま市=100	
地賃A	東 京	1,190	197,000	87.5	1,515	250,000	68.7	1,041	101.1	125.6
	神 奈 川	1,140	188,000	91.2	1,461	241,000	71.2	1,040	101.3	106.1
	大 阪	1,050	174,000	94.5	1,370	226,000	72.4	992	97.8	88.3
	埼 玉	1,070	177,000	89.3	1,388	229,000	68.9	956	98.5	92.5
	愛 知	1,020	169,000	93.6	1,327	219,000	72.0	955	95.9	82.7
	千 葉	1,070	177,000	89.1	1,388	229,000	68.7	953	98.7	91.0
	京 都	1,070	176,000	87.6	1,376	227,000	68.1	937	98.9	87.6
地賃B	兵 庫	1,060	175,000	87.5	1,376	227,000	67.5	928	98.4	88.4
	静 岡	1,020	169,000	89.5	1,327	219,000	68.8	913	96.9	79.0
	三 重	1,010	166,000	89.3	1,315	217,000	68.6	902	97.4	71.8
	広 島	1,020	168,000	88.1	1,327	219,000	67.7	899	97.4	76.0
	滋 賀	1,020	169,000	87.8	1,339	221,000	66.9	896	98.1	77.3
	栃 木	1,000	165,000	88.2	1,303	215,000	67.7	882	96.9	71.5
	茨 城	990	164,000	88.8	1,303	215,000	67.5	879	96.6	71.5
	富 山	990	164,000	88.6	1,303	215,000	67.3	877	97.3	68.9
	長 野	990	163,000	88.6	1,291	213,000	67.9	877	96.4	68.9
	山 梨	990	164,000	87.5	1,303	215,000	66.5	866	97.4	68.1
地賃C	北 海 道	1,000	165,000	88.9	1,315	217,000	67.6	889	99.0	66.7
	岐 阜	990	164,000	88.9	1,297	214,000	67.9	880	96.1	71.0
	福 岡	1,010	166,000	86.1	1,309	216,000	66.5	870	95.9	76.3
	奈 良	1,010	167,000	85.7	1,315	217,000	65.8	866	96.0	77.7
	群 馬	980	161,000	88.3	1,279	211,000	67.6	865	95.4	67.7
	岡 山	1,000	165,000	86.2	1,303	215,000	66.2	862	96.3	73.5
	石 川	1,020	168,000	84.4	1,333	220,000	64.6	861	98.8	72.5
	新 潟	1,000	165,000	85.9	1,303	215,000	65.9	859	97.0	71.1
	和 歌 山	1,000	165,000	85.9	1,309	216,000	65.6	859	98.0	67.8
	福 井	1,000	165,000	85.8	1,309	216,000	65.5	858	97.9	68.2
	山 口	980	162,000	87.4	1,291	213,000	66.4	857	97.6	62.8
	宮 城	1,020	169,000	83.6	1,333	220,000	64.0	853	97.5	77.1
	香 川	1,010	166,000	84.0	1,309	216,000	64.8	848	97.4	71.5
	徳 島	1,000	165,000	82.4	1,315	217,000	62.7	824	98.7	66.7
	地賃D	福 島	990	164,000	83.6	1,309	216,000	63.3	828	98.2
青 森		980	161,000	83.9	1,285	212,000	64.0	822	97.4	62.3
岩 手		990	163,000	82.9	1,297	214,000	63.3	821	97.5	65.0
秋 田		980	161,000	83.9	1,285	212,000	64.0	822	97.1	62.9
山 形		1,010	166,000	81.4	1,315	217,000	62.5	822	98.8	68.0
鳥 取		980	162,000	83.8	1,291	213,000	63.6	821	97.4	64.0
島 根		990	163,000	83.2	1,297	214,000	63.5	824	98.1	64.5
愛 媛		980	162,000	83.8	1,291	213,000	63.6	821	96.9	65.9
高 知		990	164,000	82.8	1,303	215,000	62.9	820	98.6	64.2
佐 賀		980	162,000	83.8	1,291	213,000	63.6	821	96.7	67.1
長 崎		990	164,000	82.9	1,303	215,000	63.0	821	98.0	65.8
熊 本		990	163,000	82.9	1,297	214,000	63.3	821	97.7	65.9
大 分		980	162,000	83.9	1,291	213,000	63.7	822	97.0	65.6
宮 崎		950	157,000	86.4	1,255	207,000	65.4	821	95.2	60.4
鹿 児 島		950	157,000	86.4	1,255	207,000	65.4	821	95.2	61.1
沖 縄	1,010	167,000	81.2	1,321	218,000	62.1	820	97.9	72.4	

\*1 ①③時間額はそれぞれ②④月額を「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省,2020)所定内実労働時間数全国平均(165時間)で除し、10円未満は四捨五入した  
 \*2 さいたま市のリビングウェイジ(成人単身)を住居費(49,292円)と住居費以外(133,808円、自動車保有の場合は186,084円)に分解し、それぞれさいたま市を100とする地域物価指数(\*3\*4)を乗じて算出した  
 \*3 『住居費以外の地域物価指数』は、「小売物価統計(構造編)」(総務省統計局,2020)の「家賃を除く総合」指数から算出した  
 \*4 『住居費の地域物価指数』は、「住宅・土地統計調査」(総務省統計局,2018)「1か月当たり家賃・間代」(0円を含まない)と「1か月当たり共益費・管理費」(0円を含まない)を足した額から算出した

## V. 阿部アドバイザーによる講評



リビングウェイジ、生活に必要な最低限の賃金水準、の試算は春闘等の賃金交渉に限らず、最低賃金や生活保護などの政策面においても重要な影響力を持っています。一方、「生活に必要な最低限の賃金」と聞いて思い浮かべるものは人により異なり、それを一つの数値とすることはとても困難な課題でもあります。諸外国、特にイギリスとカナダでは、リビングウェイジ、あるいはそれと同等の賃金水準を計算するため、実に様々な試行錯誤が重ねられてきています。その中で特に重視されているのは、試算の際、特定の専門家達が数値をひねくり出すのではなく、多くの市民の意見を反映したものになっていることです。試算に関わる人が多くなればなるほど、試算そのものが大作業となりますが、試算への信頼感は増し、社会的な影響力も大きくなります。日本でも、様々なリビングウェイジの試算が行われているものの、イギリス・カナダにおける試算に比べると、まだまだ改善の余地が大きいものにとどまっていると言えます。

2021 連合リビングウェイジ見直しPTに参加するにあたり、私は、前回の2017版に対し、次の課題を指摘しました。

1. 「最低限の生活水準」の定義をより明確にする
2. 一般市民からの意見を広く募り、その声を試算に反映させる
3. 専業主婦のいる家庭に限定せず共稼ぎ家庭も試算の対象とする
4. 埼玉で試算された水準を全国各地の試算に変換する際の手法を吟味する

なかでも1)と2)は特に重要として強調させていただきました。

リビングウェイジの試算に対して無限の時間や労力を割くことはできませんし、前回の試算値から大きく乖離した結果になることも望ましいものではありません。なので、上記課題への対応が困難であることは承知しておりましたが、目指すところに関しては、幸い、見直しプロジェクト・チームの皆様からは前向きな評価を頂いたと思います。今回完成した2021 連合リビングウェイジは、前回と比べ、1) 定義はより明確になり、2) Webにて、試算に関するアンケートを広く行い、その結果を反映させ、3) 共働き家庭も含めた多様な家計構成に対応しました。これらはとても大きな改善でして、連合リビングウェイジの説得力を高めることに寄与すると思います。なお、4)については、連合リビングウェイジの特性や技術的な制約から、2017年版と同様の簡易的な試算方式を継続しました。

無論、先行する諸外国の試算に比べますと、今回の連合リビングウェイジの試算は埼玉県でのみの試算であること、市民の参加が限定的であること等、改善の余地は残っております。ですが、より説得力と存在感のある試算に向けた、確実な一歩になったことは確かです。今後、連合リビングウェイジの試算が様々な場所で活用されることを期待しております。

## VI. 2021 連合リビングウェイジ見直しプロジェクト・チーム

### 【メンバー】

構成組織	氏名	役職 <sup>17</sup>
UAゼンセン	三ッ木多佳志	労働条件局副部長
電機連合	小原成朗	中央執行委員
JAM	平野覚	労働・調査グループ長
基幹労連	野口隆信	中央執行委員
情報労連	浦早苗	政策局長
電力総連	山脇義光	労働政策局長（～2021/9）
	松元洋平	労働政策局長（2021/10～）
フード連合	千葉淳一	事務局長
JEC連合	前田篤志	調査局 調査局長
連合総研	岡本直樹	主任研究員（～2021/8）
	野澤郁代	主任研究員（2021/9～）

### 【オブザーバー】

基幹労連	押田卓也	政策企画局主任
------	------	---------

### 【アドバイザー】

氏名	所属
阿部修人	一橋大学経済研究所 教授

### 【事務局】

冨田珠代	総合政策推進局長（～2021/9）
仁平章	総合政策推進局長（2021/10～）
大久保暁子	労働条件局長
藤川慎一	労働条件局局長（～2021/9）
森田義之	労働条件局局長（2021/10～）
杉山寿英	労働条件局次長（～2021/9）
酒井伸広	労働条件局次長（2021/9～）
古賀友晴	労働条件局部長
武士末潤	労働条件局部長
長江彰	労働条件局部長
大澤玉江	労働条件局職員（～2021/9）

<sup>17</sup> 役職は2021/12月時点



■2021 連合LW見直しPT開催経過

2020年8月28日	第11回中央執行委員会にてPT設置確認
10月22日	第1回PT会合
11月10日	第2回PT会合
12月15日	第3回PT会合
2021年1月15日	第4回PT会合
2月9日	第5回PT会合
2月18日	第17回中央執行委員会に第1~4回会合につき報告
4月8日	第6回PT会合
4月23日	第7回PT会合
7月2日	第8回PT会合
8月30日	第9回PT会合
9月28日	第27回中央執行委員会に中間報告 (総括表、都道府県別LW)
11月29日	第10回PT会合
12月16日	第3回中央執行委員会に最終報告

以 上

## **【労側からの追加資料】**

# 【資料I 賃上げ状況】

## 連合集計

全国集計			
組合員数による加重平均			
2022回答(2022年7月9日公表)			
平均賃金方式	組合数	定昇相当分込み賃上げ計	
	組合員数	額	率
	4,944組合 2,710,296人	6,004円	2.07%
300人未満	3,596組合 340,095人	4,843円	1.96%
300人以上	1,348組合 2,370,201人	6,183円	2.09%

長崎集計			
組合員数による加重平均			
2022回答(2022年7月15日公表)			
平均賃金方式	組合数	定昇相当分込み賃上げ計	
	組合員数	額	率
	124組合 186,710人	7,152円	2.38%
300人未満	89組合 6,174人	3,301円	1.44%
300人以上	35組合 180,536人	7,284円	2.40%

## 日本経済団体連合会集計 (第一回集計・加重平均)

【500人以上】

大手企業	賃上げ額	賃上げ率
2022年	7,430円	2.27%
2021年	6,040円	1.82%
2020年	6,745円	2.03%
2019年	8,245円	2.43%
2018年	8,539円	2.53%
2017年	7,294円	2.27%

【500人未満】

中小企業	賃上げ額	賃上げ率
2022年	5,219円	1.97%
2021年	4,444円	1.72%
2020年	4,471円	1.72%
2019年	4,764円	1.87%
2018年	4,805円	1.91%
2017年	4,587円	1.87%

経団連の調査でも、コロナ禍前までの水準に回復している。

## 全労連 国民春闘共闘委員会 (中間総括・1191組合・加重平均) 2022年6月29日 発表

5,429円(2.01%)

非正規労働者 10単産191組合  
 ・時給制 単純平均で22.9円(2.75%)  
 ・月給制 引上げ額 4,326円(1.93%)

## 【資料2 長崎県最低賃金の水準（地域の賃金や生計費との比較）】

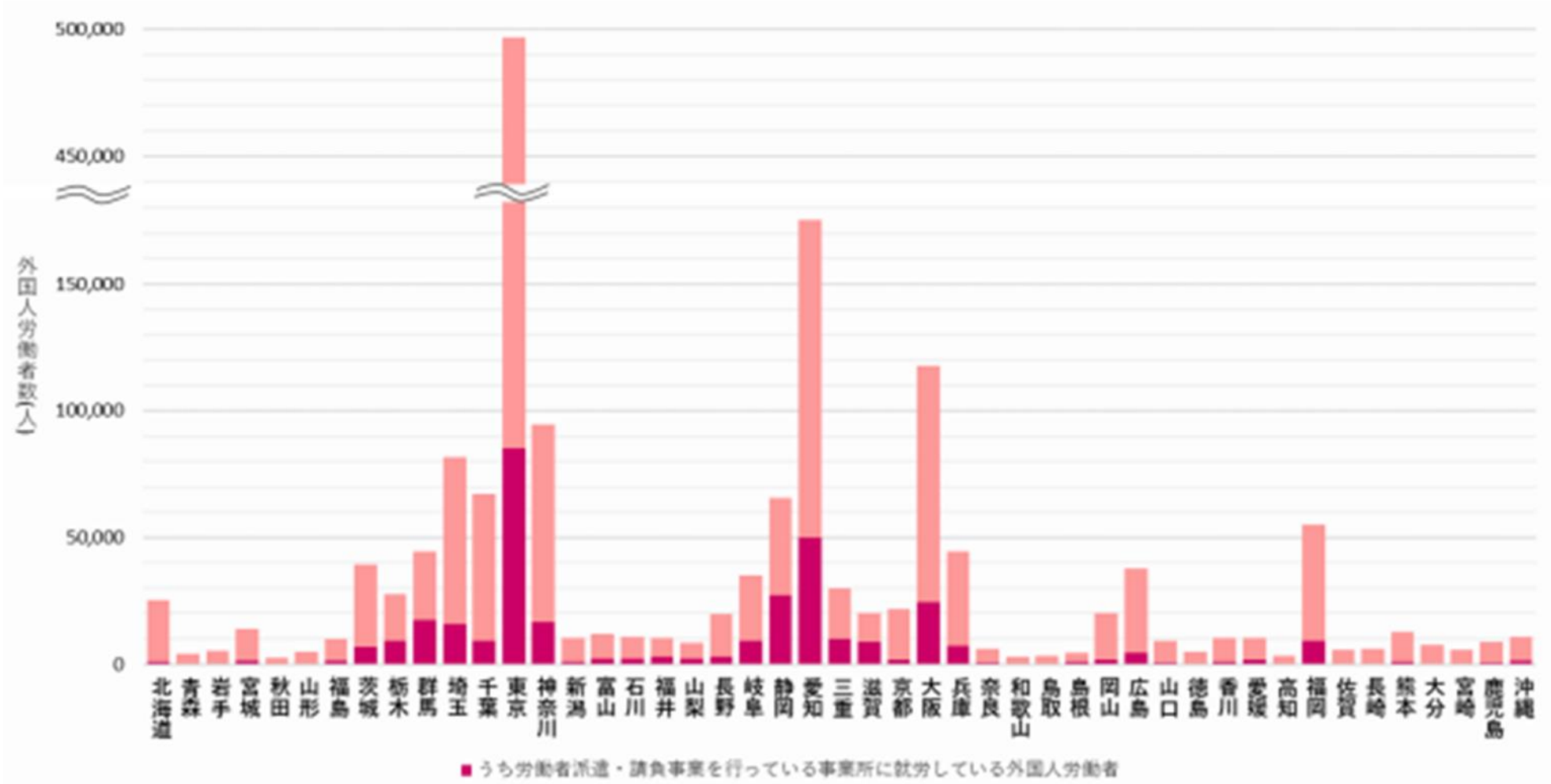
No.	項目	月額	備考（出典等）
1	長崎県地域別最低賃金（821円）での月額換算	142,690円	821円×173.8h(※) 142,690円×12ヶ月=1,712,280円/年
2	最低賃金での可処分所得（R2年度中賃では0.818を使用）	116,720円	821円×173.8h×0.818=116,720円 ⇒1年間2,085時間働いても1,400,240円
3	長崎県）生活保護費の試算	①158,490円 ②148,310円 ③145,770円	令和3年生活保護の自動計算サイト 夫婦2名 20～40歳（生活扶助＋住宅扶助）
4	福岡県）生活保護費の試算	①162,360円 ②152,490円 ③153,490円	令和3年生活保護の自動計算サイト 夫婦2名 20～40歳（生活扶助＋住宅扶助）
5	標準生計費	①106,480円 ②178,450円	出所：長崎市「標準生計費及び労働経済指標」 令和3年4月
6	長崎県 新規学卒者の所定内給与額 （～19歳女性・企業規模10人以上）	166,900円	出所：賃金構造基本統計調査（令和3年） 福175.2、佐165.0、熊164.2 大170.6、宮158.6、鹿173.7、沖165.9
7	長崎県 年齢別きまって支給する現金給与額（所定内） （～19歳女性・企業規模10人以上）	170,800円	出所：賃金構造基本統計調査（令和3年） 福183.9、佐178.9、熊173.5、大176.7 宮166.4、鹿184.5、沖183.6
8	短時間労働者の1時間あたり所定内給与額（10人以上）  長崎県 女性 平均時給 1,057円	183,707円	出所：賃金構造基本統計調査（令和3年） 1,057円×173.8時間=183,707円/月 福1,204、佐1,161、熊1,121、大1,083 宮1,048、鹿1,030、沖1,192

※月平均所定労働時間 173.8時間 = 1年間365日÷週の7日×週40時間=2,085時間（年間所定労働時間）⇒ 2,085時間÷12か月=173.8時間

# 【資料3 都道府県別外国人労働者数】

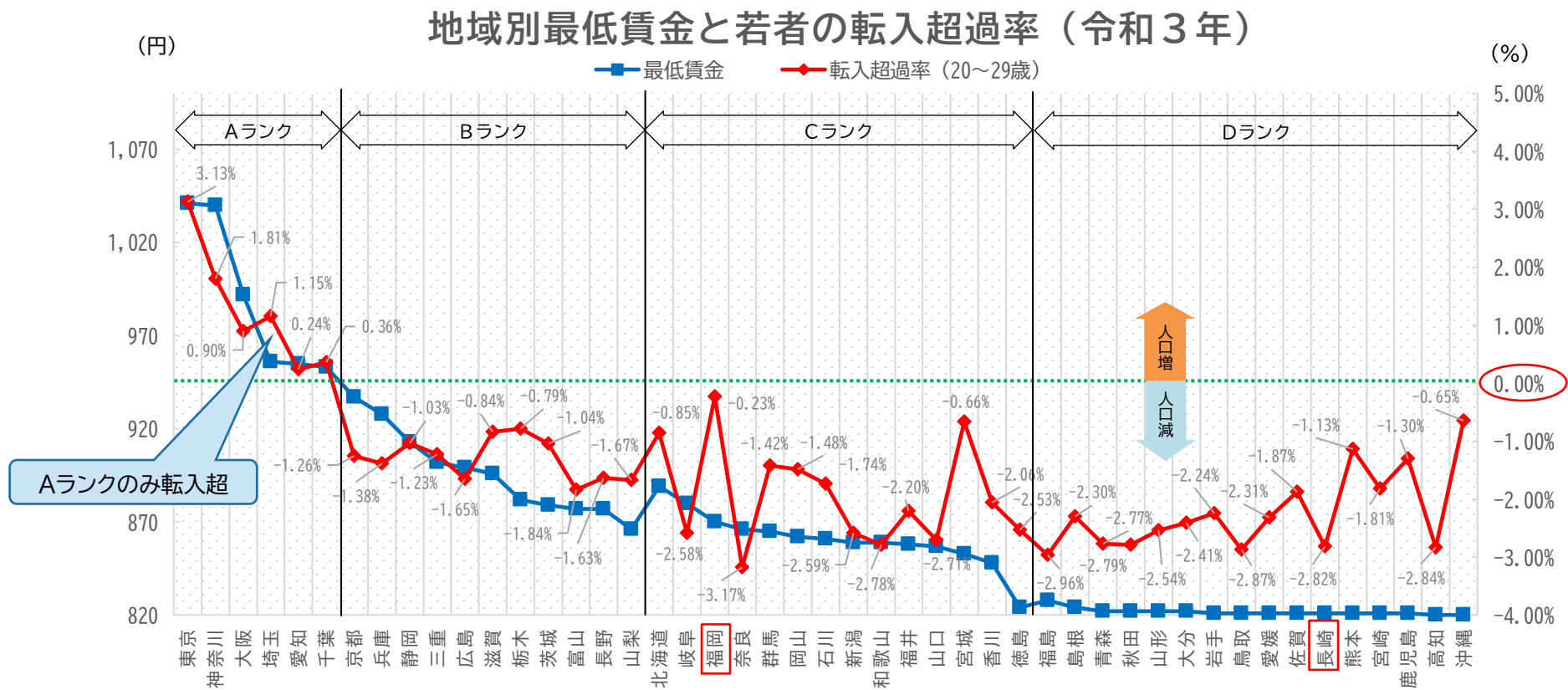
出典:厚生労働省

令和3年10月末現在



## 【資料4 地域最低賃金と若者の転入超過率】

- 47都道府県のうち、若者（20～29歳）の人口が増加しているのは、Aランクのみ！
- 最低賃金の水準と若者の転入超過率には、明らかな相関性がみられる。



出所:総務省『住民基本台帳人口移動報告令和3年』より連合長崎作成

# 【資料5 連合の考える最低生計費との比較（リビングウェイジ抜粋）】

「連合2021リビングウェイジ」・「2021年度地域別最低賃金」との比較

リビングウェイジは、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を連合が独自に算出しているもの。さいたま市での調査にもとづき、マーケット・バスケット方式で算出したリビングウェイジ(単身者)は、時間給1,110円・月額183,100円となり、前回2017LW比で、それぞれ58円・10,612円増となった。

都道府県別LWは、さいたま市のLWを住居費以外と住居費に分け、地域差を推計し都道府県別に換算し、両者を合計したもの。

			2021LW			2021LW(自動車保有の場合)			
			①時間額*1	②月額*2	最賃比	③時間額*1	④月額*2	最賃比	
			②/165h(円)	(円)	⑤/①	④/165h(円)	(円)	⑤/③	
A	東	京	1,190	197,000	87.5	1,515	250,000	68.7	
C	福	岡	1,010	166,000	86.1	1,309	216,000	66.5	
D	福	島	990	164,000	83.6	1,309	216,000	63.3	
	青	森	980	161,000	83.9	1,285	212,000	64.0	
	岩	手	990	163,000	82.9	1,297	214,000	63.3	
	秋	田	980	161,000	83.9	1,285	212,000	64.0	
	山	形	1,010	166,000	81.4	1,315	217,000	62.5	
	鳥	取	980	162,000	83.8	1,291	213,000	63.6	
	鳥	根	990	163,000	83.2	1,297	214,000	63.5	
	愛	媛	980	162,000	83.8	1,291	213,000	63.6	
	高	知	990	164,000	82.8	1,303	215,000	62.9	
	佐	賀	980	162,000	83.8	1,291	213,000	63.6	
	長	崎	990	164,000	82.9	1,303	215,000	63.0	
	熊	本	990	163,000	82.9	1,297	214,000	63.3	
	大	分	980	162,000	83.9	1,291	213,000	63.7	
	宮	崎	950	157,000	86.4	1,255	207,000	65.4	
	鹿	児	島	950	157,000	86.4	1,255	207,000	65.4
	沖		縄	1,010	167,000	81.2	1,321	218,000	62.1

⑤2021 地域別 最低賃金	地域物価指数	
	住居費以外 *3	住居費 *4
(円)	さいたま市=100	
1,041	101.1	125.6
870	95.9	76.3
828	98.2	66.8
822	97.4	62.3
821	97.5	65.0
822	97.1	62.9
822	98.8	68.0
821	97.4	64.0
824	98.1	64.5
821	96.9	65.9
820	98.6	64.2
821	96.7	67.1
821	98.0	65.8
821	97.7	65.9
822	97.0	65.6
821	95.2	60.4
821	95.2	61.1
820	97.9	72.4

\*1 ①③時間額はそれぞれ②④月額を「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省,2020)所定内実労働時間数全国平均(165時間)で除し、10円未満は四捨五入した

\*2 さいたま市のリビングウェイジ(成人単身)を住居費と住居費以外、自動車保有の場合は186,084円に分解し、それぞれさいたま市を100とする地域物価指数(\*3\*4)を乗じて算出

\*3 『住居費以外の地域物価指数』は、「小売物価統計(構造編)」(総務省統計局,2020)の「家賃を除く総合」指数から算出

\*4 『住居費の地域物価指数』は、「住宅・土地統計調査」(総務省統計局,2018)「1か月当たり家賃・間代」(0円を含まない)と「1か月当たり共益費・管理費」(0円を含まない)を足した額から算出